

1. 議事日程

〔平成26年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

平成26年 6月13日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について |
| 日程第6 | 同意第4号 安芸高田市副市長の選任の同意について |
| 日程第7 | 承認第1号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】 |
| 日程第8 | 承認第2号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】 |
| 日程第9 | 議案第49号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第50号 安芸高田市固定資産評価員の設置に関する条例 |
| 日程第11 | 議案第51号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第52号 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第53号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第54号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 発議第3号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について |
| 日程第17 | 発議第5号 憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認を行わないことを求める意見書について |

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

4番 下岡 多美枝

5番 前重 昌敬

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	浜田 一義	副市長	藤川 幸典
教育長	永井 初男	総務部長	沖野 文雄
企画振興部長	武岡 隆文	市民部長	小笠原 義和
産業振興部長	清水 勝	福祉保健部長兼福祉事務所長	中元 寿文
建設部長兼公営企業部長	西原 裕文	教育次長	叶丸 一雅
消防長	久保 高憲	会計管理者	広瀬 信之
八千代支所長	河野 雄二	美土里支所長	高本 修
高宮支所長	中谷 文彦	甲田支所長	秋重 正義
向原支所長	神岡 眞信	総務課長	杉安 明彦
財政課長	西岡 保典	政策企画課長	山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪 勇三	事務局次長	近永 義和
総務係長	森岡 雅昭	専門員	大足 龍利



午前10時00分 開会

- 塚本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について2件の報告がありました。
第3点、市長より平成25年度安芸高田市一般会計補正予算等、繰越明許費にかかる繰越計算書についての報告がありました。
第4点、市長より平成25年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越についての報告がありました。
第5点、市長より私債権の放棄について5件の報告がありました。
第6点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について2件の報告がありました。
第7点、監査委員より平成26年2月分、3月分及び4月分の例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。
- 塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、4番下岡多美枝さん、及び5番 前重昌敬君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 秋田雅朝君。
- 秋田議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会報告を行います。
平成26年第2回定例会の運営につきまして、去る、5月15日及び6月6日

に議会運営委員会を開き、次のとおり、決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月27日までの、15日間といたします。

議事の都合により、6月14日から16日、6月19日から6月26日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問2件、同意2件、承認2件、議案6件、発議3件の計15件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第49号は総務企画常任委員会へ、議案第50号は文教厚生常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。諮問2件、同意2件を含む、その他の案件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、6月6日の議会運営委員会までに、提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配布した一覧表のとおり、文教厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、14人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、6月17日を7人、18日を7人といたします。以上、報告を終わります。

○塚本議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は15日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○塚本議長 日程第3、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成26年第2回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん御多用の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

提案理由の御説明の前に、この場をおかりしまして、市民並びに議員の皆様方に一言おわびを申したいと思っております。

すでに新聞等で御承知かと思いますが、去る6月1日、日曜日ですけど、市内で公務の移動中に私の不注意により物損事故を起こしてしまいました。幸いにして私を含め、けが人はございませんでしたが、議員の皆様方はじめ、市民の皆様方に多大な心配と迷惑をおかけしましたこと、この場をおかりしまして深くおわびを申し上げます。

今後は、このようなことがないよう、万全を期して公務に当たらせて

いただきたいと思います。大変、申しわけありませんでした。

さて、本定例会に対し、本日諮問2件、同意2件、承認2件、議案6件を提出させていただきました。どうかよろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である甲田町の田邊裕子委員の任期が、本年9月30日をもって満了を迎えることから、後任候補として、引き続き田邊裕子委員を推薦するものであります。

田邊裕子委員は、平成20年から2期6年間、人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権の花運動など積極的に人権擁護活動を行っていただいているところであります。

人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方として、人権擁護委員に適任であると判断し推薦するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○塚本議長 日程第4、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦

するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である吉田町の津賀山一幸委員の任期が、本年9月30日をもって満了を迎えることから、後任候補として引き続き津賀山一幸委員を推薦するものであります。

津賀山一幸委員は平成20年から2期6年間、人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権の花運動など積極的に人権擁護活動を行っていたいただいているところであります。

人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方として、人権擁護委員に適任であると判断し推薦するものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○塚本議長 日程第5、同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市公平委員会委員3名のうち、本年6月14日をもって、泉憲始委員の任期が満了となるため、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものであります。

泉さんは、高宮町にお住まいでございまして、高田郡農協の時代には総務部長なども歴任され、人事管理や法規にも精通しておられ、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解のある方と認識しております。

まさに本市公平委員会委員として適任であると確信をしておるところであります。どうかよろしく御審議の上、同意をいただきますようお願い

い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより、同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ございませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 同意第4号 安芸高田市副市長の選任の同意について

○塚本議長 日程第6、同意第4号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第4号「安芸高田市副市長の選任の同意について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、藤川幸典副市長の後任として、芦田宏治さんを6月14日付で選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

芦田さんは、吉田町にお住まいでございまして、昭和51年に大学を卒業と同時に、地元企業に就職され、その後、平成5年には、当時の吉田町地域振興事業団に就職され、就職と同時に事業団の専務理事として、中心的な立場で活躍をされておられます。

民間の経営感覚と行動力を兼ね備えた、これからの地方自治体にとって、必要かつ有益な人材であります。安芸高田市の副市長として適任であると確信をしております。どうかよろしく御審議の上、同意をいただきますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。
これより、同意第4号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を採決いたします。
本件は、これに同意することに御異議ございませんか。
(異議あり)

○塚本議長 御異議がございしますので、これより起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○塚本議長 起立少数であります。よって、本件はこれに同意しないことに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】

○塚本議長 日程第7、承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第1号「専決処分した事件の承認について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により改正させていただいたものであります。

主な改正内容は、軽自動車税の税率の引き上げと地方法人税の創設に伴う法人市民税の所得割額の税率の引き下げであります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 専決処分いたしました、安芸高田市税条例の一部を改正する条例について、要点の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正したものです。

議案と説明資料により、改正内容について御説明をいたします。説明資料は改正条項と内容をまとめたものでございます。資料を参考にしていただきながら、条例文の改正箇所の説明をいたします。

まず、第1条による改正についての説明をいたします。お手元の資料、並びに議案のほうをごらんいただきたいと思います。

安芸高田市税条例の4ページでございますが、第23条第2項及び第3項の改正は、国際課税原則の見直しによりまして、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備です。施行期日は、平成28年4月1日でございます。

続きまして、第33条第5項は、地方税法の改正による項ずれの整備でございます。施行期日は、平成29年1月1日でございます。

続きまして、第34条の4の改正は、地方法人税の創設に当たり、法人市民税の所得割額の税率の引き下げです。現行は12.3%が9.7%となります。施行期日は、平成26年10月1日、平成26年10月1日以降に事業年

度が開始した法人から適用となります。

続きまして、4ページの下段から5ページにかけてでございます。

第48条第2項、第5項の改正は、国際課税原則の見直しにより、法人税法において外国法人にかかる外国税額控除が新設されたことに伴う規定の整備です。施行期日は、平成28年4月1日でございます。

第52条の改正も国際課税原則の見直しにより、法人税法において外国法人にかかる申告納付制度が新設されたことによる既定の整備でございます。施行期日は、平成28年4月1日でございます。

続きまして、6ページに移ります。

第57条、及び第59条の改正は、社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産及び学校法人、社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産について非課税措置を講ずる規定が改正されたことによる引用条項の整備です。施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日でございます。

次の7ページでございます。

第82条第1項の改正は、軽自動車税の税率の引き上げでございます。説明資料にありますように、最低の税率を2,000円とし、用途に応じて1.25倍から1.5倍に引き上げられますが、経過措置としまして、平成27年3月31日以前に道路運送車両法第60条第1項、後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車、いわゆる新規登録をした3輪以上の軽自動車については、附則第16条の規定する月の属する年度まで税率が据え置かれます。

なお、小型特殊自動車については、地方税法で規定がありませんので、今回の税率改正内容や県内市町の動向を参考として改正をしていきたいと考えております。施行期日は、平成27年4月1日で、平成27年度課税分から適用となります。

附則第4条の2の改正は、租税特別措置法の改正による引用条項の整備です。施行期日は、平成27年1月1日です。

附則第6条、第6条の2、第6条の3の削除は、課税標準の計算細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除となります。施行期日は、平成26年4月1日でございます。

続きまして、附則第7条の4の改正は、地方税法の改正により条ずれが生じたため、引用条項の整備です。施行期日は、平成29年1月1日です。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却に伴う事業所得の特例が、平成27年度から平成30年度まで3年間延長されるものです。施行期日は、平成26年4月1日です。

附則第10条の2、第1項、第2項、第3項、第7項、第8項の改正は、平成26年4月1日以降に取得した固定資産税の課税標準の特例措置で、汚水または廃液処理施設が3分の1に、大気汚染防止法の指定物質排除抑制施設及び土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設が2分の1に、浸水防止用設備が3分の2に、ノンフロン製品が4分の3に軽減されます。施行期日

は、平成26年4月1日です。

附則第10条の2第4項、第5項、第6項の改正は、地方税法の改正による引用条文の整備と項ずれでございます。施行期日は、平成26年4月1日でございます。

続きまして、附則第10条の3第9項の改正は、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設で、固定資産税が2年間、2分の1に減額されます。施行期日は、平成26年4月1日でございます。

附則第16条の改正は、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する重課税の規定の創設です。対象車両の税率は、説明資料にありますように、新税率の約1.2倍となります。施行期日は、平成28年4月1日です。

附則第17条の2第1項、第2項の改正は、優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる税率軽減の特例適用期限を、平成26年度から平成29年度まで3年間延長するものです。施行期日は、平成26年4月1日です。

附則第19条第1項、第19条の2第2項の改正でございます。規定をより明確にするための引用条項の整備でございます。施行期日は、平成29年1月1日です。

附則第19条の3第2項は、地方税法改正に伴う文言の整備でございます。施行期日は、平成27年1月1日です。

附則第21条第1項の改正は、規定を明確化するため文言を整備するものです。施行期日は、平成26年4月1日です。

附則第21条第2項の改正は、平成20年12月の公益法人改革により新制度への移行期限、平成25年11月までに公益法人から一般社団または財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成25年度まで非課税とする措置が廃止されたことによる規定の削除でございます。施行期日は、平成26年4月1日です。

附則第21条の2の改正は、地方税法の改正により引用条項等の整備でございます。施行期日は、平成26年4月1日です。

附則第22条の2、第23条、第24条の改正は、東日本大震災にかかる特例について、条例の性格を踏まえ、必ず定めなければならない事項を除き、条例に規定されないこととなったため、削除するものでございます。施行期日は、平成27年1月1日でございます。

附則第22条、第23条は、条項削除に伴う条ずれでございます。施行期日は、平成27年1月1日でございます。

次に、第2条の改正について説明をいたします。

平成25年第4回定例会において成立いたしました、安芸高田市税条例の一部を改正する条例において、未施行部分について今回の地方税法改正に伴う引用条文等の整備でございます。

第21条の2の改正は、地方税法の一部を改正する条例の一部を改正に

伴う引用条項の整備でございます。施行期日は、平成28年1月1日でございます。

第1条第2項の改正でございますが、規定を明確化するために引用条項の整備と文言の整備でございます。引用条項の整備にかかる部分の施行期日は、平成29年1月1日、文言の整備にかかる部分の施行期日は、平成28年1月1日でございます。

経過措置としまして、第2条第1項の改正は、規定を明確にするための文言の整備でございます。施行期日は、平成28年1月1日でございます。

第2条第2項の改正は、規定を明確にするための文言の整備でございます。施行期日は、平成28年10月1日でございます。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

金行哲昭君。

○金行議員

1点お聞きします。

我が市でも非常に軽四の自動車の台数は多くございます。来年度、4月1日からこういうことで、これは政府で決まったことではあるんですが、これによってどれぐらいの税収がふえるんですか。もし計算されておいたら、伺いたいんですが。

○塚本議長

答弁を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答させていただきますと思います。

○塚本議長

ほかに質疑はありますか。

熊高昌三君。

○熊高議員

今、金行議員も質問されましたが、経済状況が厳しい中、税条例の変更ということで、当然国の流れによっての変更ですからいたし方ないという部分もあると思いますけども、市民の生活に非常に影響する部分もあると思います。

今、シミュレーションをした資料もないということですが、今後、市民の皆さんにどういう影響があるかということはやはりしっかりと我々にも示していただいて、さらにはそのことによって安芸高田市はどのように対応していくのか、こういったことが非常に大事だと思うんですね、

軽自動車税についても、都市部とまた違いまして、本市については軽自動車の使用というのは、農作業そういったものも含めて非常に影響が多いんですね。こういったところを本市としてどのように考えていくかということも、ある意味考えていく必要があると思うんですね。その辺についての考え方、そして全体についての影響というものを、今資料がないということでしたから、当然全体についてもないというふうに答弁されるんだと思いますが、しっかりとシミュレーションしたものを出示していただいて、我々も検討するべきところを検討するという、そういつ

た状況にしていきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○塚本議長

答弁を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長

現在、手元に資料を持ち合わせませんこと、大変申しわけございません。また先ほども議員のほうから御指摘がありましたように、市民の方に影響を及ぼすことですので、十分説明をさせていただきたいと思っております。

○塚本議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

石飛慶久君。

○石飛議員

先ほどの質問と関連するとは思いますが、このたび法人税率の税率が変更と。この大きな地方法人税の創設に対しての減額ということが入っております。

先ほどと同じように、これは市の交付金にも関連してくる大きな変更点であって、条例改正だけの問題では終わってない。ですので、同僚議員が申しますように、説明資料は条例文だけではなく、今後の安芸高田市の税の収入がどういった変化を及ぼすかというものも、できれば資料提供をいただきたいとそういうように思いますが、いかがでしょうか。

○塚本議長

答弁を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長

先ほど議員が御指摘されましたように、税に関しましては市民の方への影響が大きいですので、十分周知させていただきたいと思っております。

○塚本議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民

健康保険税条例の一部を改正する条例】

- 塚本議長 日程第8、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 承認第2号「専決処分した事件の承認について」の提案理由の御説明を申し上げます。
本件は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により改正させていただいたものであります。
改正内容は、国民健康保険税後期高齢者支援金分、介護納付金分の課税限度額の引き上げと低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充であります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。
- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
市民部長 小笠原義和君。
- 小笠原市民部長 専決処分いたしました、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、要点の御説明をいたします。
今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に施行されたことに伴い、安芸高田市条例の一部を改正したものでございます。
議案と説明資料により改正内容について御説明いたします。
第2条第3項、及び第4項の改正は、後期高齢者支援金分、介護納付金分の課税限度額の引き上げでございます。それぞれ14万円から16万円に、12万円から14万円にと2万円の引き上げでございます。対象世帯につきましては、支援金分が63世帯、介護分が82世帯となっております。施行年月日は平成26年3月31日で、平成26年度課税分から適用となります。
第23条第1項第2号、及び第3号の改正は、低所得世帯に対する国民健康保険税均等割額、平等割額の軽減措置の拡充でございます。
5割軽減世帯については、軽減判定所得を算出するに当たり、世帯主が加算額算定対象者に追加され、軽減判定所得の引き上げと、ひとり世帯も5割軽減を受けることができることとなりました。2割軽減世帯につきましては、軽減判定所得を算出するに当たり、一人当たりの加算額が35万円から45万円と10万円の引き上げがありました。この改正により、軽減対象世帯は、約390世帯増加となっております。なお、この改正により国民健康保険税が約1,500万円減収となりますが、減収分につきましては、国・県・市が保険金安定繰入金として公費負担をしますので、保険税への影響はございません。施行年月日は、平成26年3月31日で、平成26年度の課税分から適用となります。以上で要点の説明を終わらせていただきます。

- 塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決
いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第49号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 塚本議長 日程第9、議案第49号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第49号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、地域包括ケアシステム構築のため設置する、地域包括ケア推進協議会の委員の報酬及び鳥獣被害対策実施隊の設置に伴う隊員の報酬を新規に追加し、また、通知公報の取り扱いと行政嘱託員報酬の見直しに伴い、行政嘱託員及び行政嘱託補助員の報酬額を段階的に減額改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第50号「安芸高田市固定資産評価員の設置に関する条例」

○塚本議長 日程第10、議案第50号「安芸高田市固定資産評価員の設置に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第50号「安芸高田市固定資産評価員設置に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方税法404条に規定する固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験の有するもののうちから、議会の同意を得て選任をするものであります。

現在、藤川幸典氏を選任していますが、実務の内容から、固定資産に関する事務を所掌する税務課長の職にある者が最も適していると判断し、職を指定して議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第51号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第11、議案第51号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第51号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は「消防法施行令」の一部改正に伴い、安芸高田市火災予防条例の所要の改正について議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 要点の御説明を申し上げます。

本案は、平成25年8月に京都府福知山市において、死者3名、負傷者56名が発生した、福知山花火大会火災を踏まえ、平成25年12月27日、消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、政令の示す内容どおり、所用の改正を行うものでございます。

主な内容としまして、規制の対象となる火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るた

め、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の専任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるものでございます。

議案の3ページをお開きください。

まず第18条から第22条におきまして、規制の対象となる火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に、消火器の準備をした上で使用することとしております。

4ページをお開きください。

第42条の2で、消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に、人命または財産に特に重大な被害を与える恐れがあると認めるものを、指定催しとして指定し、あわせて通知等の手続に関することを定めております。

また、第42条の3におきましては、指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、原則として、当該催しを開催する日の14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画にしたがって火災予防上必要な業務を行わせなければならないこととしており、当該計画を消防機関に提出しなければならないこととしております。

5ページの第45条第6号で、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は、消防機関に届けなければならないことといたしております。

第49条と、6ページの第50条で、改正後の火災予防条例第42条の3の規定による、指定催しの火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者等に対し、30万円以下の罰金を科することとしております。

最後に、附則で、この条例の施行日は、平成26年8月1日といたしておりますが、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の火災予防条例第42条の2、及び第42条の3の規定は適用しないものとしております。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

熊高昌三君。

○熊高議員 これまでより厳しくなったという認識でいいんだと思いますけれども、多数の者とか大規模という抽象的な言葉なんです。条例の中身が。多数とはどういった人数を多数とするのか。あるいは大規模というのはどういう規模を大規模にするのか。

例えば、本市でこれまで行われてきた催し物に対して、該当するものはどういうものか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 熊高議員の御質疑にお答えいたします。

多数のものとはどういったものかと、まずそういう御質疑でございますが、これは一時的に一定の場所に人が集合することによって混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しとしております。

例示として、先ほど来、申し上げております、祭礼、縁日、花火大会、展示会というふうに例示されておりますが、一定の社会的広がりをもつものを指してございまして、例えば、個人的つながりにとどまる場合、近親者によるバーベキューをやったりとか、あるいは幼稚園で父母が主催して餅つき大会をするとか、いわゆる面識のある者同士が参加する催しは、この規制から除外、対象外ということになっております。

要するに、面識のない方が来られるような催し、例えば、振興会あたりで夏祭りをやられて外部の方が来られるような催しというものは、この規制の対象に入ります。それが多数の者ということで国が示しているものでございます。

次に、大規模な催しとはということでございますが、これは、本条例の改正案が可決いただきましたら、消防長が告示として出すものが消防長が定める催しということになります。

これにつきましては、違反した場合の罰則がありますので、広島地方検察庁と協議をいたしまして、場所的なものといたしまして、安芸高田市内で催す屋外の催し。2点目として、主催者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の屋外の催しということで告示を予定しております。

これにつきましては、県内の消防本部は同じ規模のものを6月議会等で順次議決されておるようです。以上でございます。

○塚本議長 以上で答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 消防長らしい御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

安芸高田市でこれまで催されたものを対象として、消防長としてこんなものが対象になる可能性がありますよという認識はどうですかということも聞いたんですけども。露店等が100店舗、これ以上っていうのはなかなかないと思いますけども、これまで催したものは余り対象になるものはないということなのか。8月からですから、少し時間がありますので、市民の皆さんに周知徹底するということになれば、やはり夏祭り等も近づいてきますし、いろんなことがありますので、早目にそういった具体例を示しながら、市民にわかりやすく違反者の出ないような形で取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○塚本議長 答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 先ほどの御質疑のうち、前段部分で安芸高田市内で該当する催しがあるかという趣旨の御質疑かと思っております。

御存じのように、安芸高田市の中では、安芸高田花火大会がまず最も大きな催しでございます。これが関係課のほうから情報を入手しました

ところでは、主催者が認めている露店等は80店舗というふうに聞いております。これが100店舗を超えておりませんので、実際問題として安芸高田市内で規制の対象になる指定催しは該当ありません。

それから、後段の部分で、市民への周知徹底ということでございましたが、これにつきましては、本条例改正案が議決いただきましたら関係課を通じて振興会、あるいは市民に情報提供してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○塚本議長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第51号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第52号 平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

○塚本議長 日程第12、議案第52号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第52号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、9,513万9,000円を追加し、予算の総額を201億1,513万9,000円とするものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
企画振興部長 武岡隆文君。

○武岡企画振興部長 それでは、議案第52号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、9,513万9,000円を追加し、予算の総額を201億1,513

万9,000円といたすものでございます。

主な内容といたしましては、4月1日付発令の職員人事異動、及び共済費負担率の変更に伴う職員人件費の調整、並びに経済対策として国の平成25年度補正予算で措置をされました、地域活性化・効果実感臨時交付金、いわゆるがんばる地域交付金の充当事業費、及び土木施設災害復旧事業費等を計上いたしたものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

最初に歳入でございますが、14款国庫支出金は7,601万1,000円の増額で、1項国庫負担金は土木災害復旧費負担金でございます。

2項の国庫補助金は、先ほど申し上げました国の経済対策としての交付金でございます。

18款の繰入金は、財源調整のための財政調整基金繰入金1,122万8,000円でございます。

21款の市債は790万円の増額で、土木災害復旧事業に充当いたすものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、初めに申し上げましたように、4月1日付発令の職員人事異動を汎用して予算の各項目の職員人件費の調整をいたしております。この職員人件費及びそれに伴う特別会計への繰出金以外のものについてを御説明させていただきます。

14ページ、15ページをお開き願います。

3款、1項、4目児童福祉施設費の児童館・放課後児童クラブ運営費1,050万2,000円の増額は、イルカクラブの屋根がわらのひび割れによる改修費用を計上いたすものでございます。

4款、1項、3目保健センター費の保健センター運営費1,990万7,000円の増額は、市中央保健センターを下水道につなぎ込む費用を計上いたすものでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

6款、1項、3目農業振興費の中山間地域等直接支払事業費82万円の増額は、中山間地域等直接支払事業にかかる現地確認を推進するための賃金を計上するものでございます。

農地・水保全管理支払交付金事業費61万1,000円の増額は、交付金の支給の仕組みが変更されたことに伴う交付金の増額分を計上するものでございます。

地産地消推進事業費40万円の増額は、ふるさと応援の会関東支部設立にかかる総会等に出席するための旅費を計上するものでございます。

農業振興施設管理運営費25万1,000円の増額は、昨年度の大雪で倒壊をした芸術農園四季の里のブドウ棚を撤去するための費用を計上するものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

8款、2項、2目道路維持費の市道道路維持費3,180万円の増額は、上小

原地区の通学路の拡幅工事と市内全域の市道の舗装工事費用を計上する
ものでございます。

5項、3目住宅建設費421万7,000円の増額は、空き家調査事業の拡充に
伴う調査専門員の1名増員と、空き家調査業務費用を計上するものでご
ざいます。

9款、1項、1日常備消防費の消防資機材整備事業費80万5,000円の増額
は、消防救急無線デジタル化工事に伴う電波障害の調査等にかかる費用
を計上するものでございます。

20ページ、21ページをお開き願います。

11款、2項、1目公共土木施設災害復旧費3,276万7,000円の増額は、3
月14日発生の地震災害復旧事業として、向原町長田の吉野橋の復旧にか
かる費用を計上するものでございます。

次に、添付しております説明資料のほうをお願いいたします。

平成26年度地域活性化・効果実感臨時交付金の充当事業を記載いたし
ております。

先ほど歳出で説明をいたしました事業の中で、ナンバー1のイルカク
ラブの屋根改修工事、ナンバー2の中央保健センター下水道の接続工事、
ナンバー3の通学路対策工事、ナンバー4の市道舗装工事に、交付金を総
額で6,220万円充当いたすものでございます。

この交付金は通称 がんばる地域交付金と申しまして、制度の内容は
昨年の地域の元気臨時交付金とほぼ同様でございます。本市におきまし
ては、1億円程度を見込んでおりますが、その一部をこのたび計上させ
ていただいたものでございます。

予算書の4ページに戻っていただきたいと思えます。

地方債の補正でございますが、災害復旧事業債を790万円増額して880
万円とし、補正後の総借入限度額を18億5,780万円とするものでござい
ます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号「平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第1
号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第53号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○塚本議長 日程第13、議案第53号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第53号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,052万2,000円を減額し、予算の総額を41億1,681万5,000円とするものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 それでは、議案第53号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

本案は、主に担当職員の人事異動による職員給与の減額を行うものでございます。

まず、歳入でございますが、予算書の8ページ、9ページをお開きください。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,052万2,000円の減額は、職員給与費等の繰入金の減額でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,052万2,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。この際、11時25分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第54号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○塚本議長 日程第14、議案第54号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第54号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、598万2,000円を追加し、予算の総額を43億558万4,000円とするものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長 それでは、議案第54号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、要点の説明をいたします。

まず歳入でございますが、予算書の8ページ、9ページをお開きください。

8款繰入金、2項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金598万2,000円の増額は、人事異動による一般職の人件費の増額でございます。

次に、歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費244万円の減額及び、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目一般管理費842万2,000円の増額は、人事異動による一般人件費に関する増額でございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高昌三君。

- 熊高議員 人件費ということですが、人事異動で大きな変更があったわけですが、人事異動の目的とその状況についてお聞かせ願いたいと思います。
- 塚本議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
総務部長 沖野文雄君。
- 沖野総務部長 人件費につきましては、当初予算では本年度定年退職をする職員がおりましたので、1名減で当初予算を組んでおりました。
その後、退職した職員のかわりに1名の配置を行いましたので、実質1名分の増加をお願いしておるといった内容でございます。以上でございます。
- 塚本議長 答弁を終わります。
熊高昌三君。
- 熊高議員 職務の内容等については、以前と変わらんということで理解してよろしいですか。
- 塚本議長 答弁を求めます。
福祉保健部長 中元寿文君。
- 中元福祉保健部長 ただいまの熊高議員の質疑についてお答えをいたします。
職務内容につきましては、内容の異動、変更はございません。以上でございます。
- 塚本議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はございませんか。
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第54号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~
- 日程第15 発議第3号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 塚本議長 日程第15、発議第3号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
議会運営委員長 秋田雅朝君。

- 秋田議会運営委員長 「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。
- 本条例で規定する予算決算常任委員会の委員について、議会から選任された監査委員の職務を明確にするため、本条例第2条に第3項を追加し、決算に関する事項の審査については、議会から選任された監査委員は加わることができないと定めるものでございます。
- なお、附則としてこの条例は、公布の日から適用するものでございます。適切に御審議いただきますよう、お願いいたします。
- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第3号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

- 塚本議長 日程第16、発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
12番 穴戸邦夫君。
- 穴戸議員 それでは、発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」、提出理由を申し上げます。
地方財政の現状は、長引く景気の低迷により税収の落ち込みに加え、福祉施策の推進や生活関連社会資本の整備などへの公費負担の増加により、大変厳しい状況にあります。本市におきましては、地方交付税の合併特例加算が年々段階的に減額され、今までになく、より厳しい予算編成が求められます。
また、消費税引き上げで地域経済にどう影響するか、明らかな景気回復が見通せない現在、しかも景気が大きく影響する市税など限られた収入財源で、行財政運営は非常に不安定な状況にあると言えます。
全国的に見ても、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、

環境対策など、地方自治体が担う役割はますます増大しており、これらに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

このため、平成27年度の地方財政予算全体の安定確保に向け、国に対して地方財政の充実・強化を求め、意見書を提出するものであります。

何とぞ議員の皆様の御理解をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。以上で提案理由の説明といたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1番 玉重輝吉君。

○玉重議員 1番、玉重です。

今提出された内容は大体は理解できるんですが、私の見解としては、地方財源を確保するためには必要なんですが、全国自治体がこういうのを全て要望していくと、最終的には今回のように消費税8%、10%へと、最終的には国民に返ってくると。最終的に1人1人の負担がふえていくと、自分はそういう考えをするわけですが、その辺の関連性をどう考えておられますか。

○塚本議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
宋戸邦夫君。

○宋戸議員 これは、地方交付税の充実・強化をしていただきたいという意見書でありますけれども、今後、法人実効税率を20%以下にしていこうというふうな話があり、地方交付税も不安定な状況にあるというふうに考えております。

中でも、この地方交付税の法定率というのがありますけれども、所得税、酒税、それから法人税、消費税、たばこ税、この5税のうちの30%から25%程度の法定率で、それぞれの税へ率を掛けたものが地方交付税の算定基礎になるわけです。

そのことについて、今申し上げましたように、法人実効税率も下げているというふうな状況にあっては、これは安芸高田市は少数の人口で面積も大きいというまちにあっては、相当厳しい財政状況が強いられているというふうに考えております。

よって、今議員の御質問がありますけれども、この法定率を上げるか、またそういう手法を持って安芸高田市にとって安定した財政運営ができるような運動展開をしたいということで、国に対してそういった要望の意見書を提出するということになります。

よって、常に毎年ではありますけれども、交付税をいろいろと国の判断によって対策をかえているわけですが、そういうことが不安定にならないように、安定した財源確保をぜひとも実行していただきたいということで、この意見書を提出するという判断でおります。以上です。

○塚本議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 発議第5号 憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認を行わないことを求める意見書について

○塚本議長 日程第17、発議第5号「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認を行わないことを求める意見書について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

6番 石飛慶久君。

○石飛議員 発議第5号「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認を行わないことを求める意見書について」、提案理由を申し上げます。

今、政府が進めようとしている憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に、戦争に巻き込まれるのではないか、テロからの攻撃を受けるのではないかなどの不安と疑念をいただいております。また、全国幾つかの市町村議会が反対の立場での意見書を衆参両院に提出し、また地方自治体からの懸念も高まりつつあると聞きます。

憲法の平和主義は、多くの国民が戦争後の日本の価値観としてきました。憲法前文と憲法第9条が規定している恒久平和主義、平和的生存権の保障は憲法の基本原理であり、この憲法の基本原理を尊重する立場から、憲法前文と憲法9条によって禁止されている集団的自衛権の行使について、これまでの政府が確立し守ってきた憲法解釈を変更し容認することのないように、強く要望するものでございます。

人の命を尊重した行動をとっていただきますよう、本日、十分に御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高昌三君。

○熊高議員 意見書の内容については、私も賛同するところではありますが、今、いろいろ議論があるのは、憲法の解釈でそれを容認するということがいい

のか、悪いのか。あるいは、ここの意見書案の中にもありますように、憲法改正の厳格な手続もしないままという、そういったことも議論されており。

提案者の方は、それについてどのような考えを持っておられるか、確認をしたいと思います。

○塚本議長 　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

石飛慶久君。

○石飛議員 　私個人の考えを述べてもよろしいのかと思いますが、本来、この集団的自衛権というのは、参戦するよということもあります。そして、憲法の前文と第9条の解釈をどのように考えているかといいますと、これはもう私個人では、前文も9条も変更せず、本当に平和主義を貫く日本であってほしいと個人的に思っております。

だが、現在、近隣の諸国の動向が怪しく、個別的自衛権では対応できないから、集団的自衛権で防衛をしていこうというような表現になっておりますが、これは参戦をしますよと。集団的自衛権というのは、一緒に戦おうと。みんなで渡れば怖くない、まさに第2次世界大戦の突入です。

安芸高田市は毛利元就で百万一心、三矢の訓えで協同一致の精神、この協同一致の精神がみんな集団的自衛権で同盟を組んで戦おうというように利用されたのが、ちょうど第2次世界大戦です。百万一心の言葉をかえて、億万一心、1億総勢みんな力をあわせて戦おう、これを今集団的自衛権が、70年前、来年度はちょうど戦後70年になりますが、70年前の繰り返しをしようという、この憲法解釈は全てすべきではない。憲法前文と憲法9条は、今も守って戦いのある国に調停役が、日本が調停役となるという立場で維持することが、世界平和に通じると。これを理想主義と言えそうかもわかりませんが、理想主義でもいいじゃないですか。一緒になって戦って、手を出してしまうことよりは、仲裁役に徹する。臆病者と言われても、それが日本の目指すべき世界の役割だと真にそう思っております。以上です。

○塚本議長 　答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

玉重輝吉君。

○玉重議員 　私は基本的には賛成はできるんですが、今の答弁を聞いた中で、決して戦争はしてはならないと。結局はその解釈の違いになってくるんだと思うんですが、今回、この件もいろいろ皆さん議論をされておるのであれですが、私としては、今の答弁に対しての解釈としては、決して戦争をみんなで渡れば怖くないという考えで言っておる考えじゃないと思います。

前文の中には、一方では、答弁の中にはありませんでしたけど、自国のことだけ考えてはならないという文言も入っておりますが、その辺の解釈はどう考えておられますか。

- 塚本議長 答弁を求めます。  
石飛慶久君。
- 石飛議員 P K O活動、平和維持活動で十分防衛、世界平和を維持していると思  
います。以上です。
- 塚本議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これ  
に御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。  
(反対討論なし)  
反対討論なしと認めます。  
次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。  
熊高昌三君。
- 熊高議員 先ほど質疑をしましたが、提案者の説明もありました。  
日本国内の世論といいますか、そういったNHKの調査も現在の政府  
の取り組み方については、わずかに反対が多いという状況でもあります。  
そういった状況を見ながら、もうじき解釈で行くんだというふうな内閣  
の状況も見えてくる中で、非常にタイムリーなといいますか、今出して  
おかないと、本当に日本の国がどういうふうになるのかわからないよう  
な状況にあります。  
そういった意味で、提案者の御意見、あるいは提案内容を見て、我々  
議会もそういった方向にしっかりと確認をしていく必要があるという意  
味で、この意見書の案を認め、さらにはこういった内容の議論が今後、  
安芸高田市議会の中でも十分議論ができるような、そういった場を持つ  
ように期待をしながら、この内容についての意見書案についての賛成を  
するという立場で討論をさせていただきます。以上です。
- 塚本議長 ほかに討論はありませんか。  
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第5号「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認  
を行わないことを求める意見書について」の件を起立により採決いたし  
ます。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は6月17日午前10時から再開いたします。  
本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員